

(第十六部)

第十三回 参議院建設委員会議録第五十三号

昭和二十七年六月十六日(月曜日)午後

一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬興兵衛君  
理事 理事

委員

委員

廣瀬興兵衛君

○公営住宅法の一部を改正する法律案  
(田中一君外八名発議)  
○伊東国際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○連合委員会閉会の件

○委員長(廣瀬興兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。公営住宅法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法案について御質疑のおありのかたは順次御発言願います。

○赤木正雄君 耐火構造を持つて行くことには誠に結構なことと思います。併し今全部耐火構造に改めて行きます。というのは、どうも建築基準法にいう耐火構造と、それから現行の公営住宅法の施行令にいう耐火構造

○久義君 そういうことはなかなか困難なことがあります。たとえば、どうも建築基準法に規定された耐火構造を持つて行くことはちょっとあります。このたびの改定によって、耐火構造の規定がございません。これが、一応お聞きとり願いたいと思います。

○説明員(鬼丸一之君) 只今田中提案者の代表からお話をございましたが耐火構造の概念につきましては、御承知のように建築基準法の規定がございませんが、この基準法の規定と公営住宅法の関係政令の規定と矛盾しております。事実であります。矛盾といいます

○説明員(鬼丸一之君) その仕方は、この法律の第二條の七号に鉄筋コンクリート造、煉瓦造等の規定の仕方は、この法律の第二條の七号に鉄筋コンクリート造、煉瓦造等の規定で、政令で定める耐火性能を有するものと規定してあります。政令で規定いたしてあります。ところ

○赤木正雄君 私の考え方と政府の実際

○佐藤 一之君 の法の関係の概念につきましては、公営住宅法の概念につきましては、改定いたしてあります。改正しましても、その運用をよくする観点から、私は先ほど申したような趣旨においてこの一部が改正されるようになります。従つてこの法案を改定するのであります。ではどういうふうに改定するかと申しますと、お手

○佐藤 一之君 質問いたします。  
実際に適するなど、こういふように考へるのです。これに対しまして提案者によると、『耐火性能を有する構造』こういふ

○佐藤 一之君 は、今申ました通り、簡易耐火構造、特殊耐火構造及び耐火構造は、実際に適するなど、こういふように考へるのです。これに対しまして提案者によると、『耐火性能を有する構造』こういふ

○佐藤 一之君 たが、現状においては一層詳しくは略しますが、これに反しまして許を行つておるか知れませんが、公営

(一〇八七)

に構造的部分々々につきましては、鉄筋コンクリート造或いは煉瓦造或いはその他の材料について細かくその厚さ等を法を基として立案したわけなんです。そこがよく調べてみると、これに連絡するほかの法律又は政令、条例、法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○田中一君 この提案の最初にその問題は十分に検討したのですが、大体この法律を作りますときには、建築基準法を基として立案したわけなんです。そこで赤木委員から先ほど御発言がございましたように、現在のこの公営住宅の基準、建設の基準の実情に照らしますと、建築基準法の政策にいう規定期定したしてあるのでござい。それから、この法律のほうからその点が貫徹していないことが発見されたわけなんです。従つて今政府が、一応お聞きとり願いたいと思います。

○赤木正雄君 耐火構造がございましたように、現在のこの公営住宅の基準、建設の基準の実情に照らしますと、建築基準法の政策にいう規定期定をそのまま當てはめますことは少し厳に過ぎるといいます。しかし、細かく現在の公営住宅の建設業に合わないのみならず、又将来直ちに建築基準法の定義にあります耐火構造を持つて行くということはちょっと構造を持つて行くといふことはちょっと困難な事情にあるのではないかと、

○説明員(鬼丸一之君) そのたびに、私はそのように考えられます。そこで提案者の今回の改正の趣旨から考えてみますと、この点は建築基準法の耐火構造の定義を當てはめなくとも差支えは

○赤木正雄君 ないのではないか、これは一応政府の事務当局として考えておるところでございまして、赤木委員の御発言の趣旨もそのように私ども理解しております。それで、政府といたしましては、赤木委員の御発言の趣旨に賛成を申し上げた

○佐藤 一之君 いと想えております。要望するのであります。ではどういふ

○佐藤 一之君 要點を申しますと、  
○佐藤 一之君 ○赤木正雄君 私の考え方と政府の実際

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議もな  
いようではありますからこれより討論  
に入ります。御意見のおありのかたは、  
賛否を明らかにしてお述べを願い  
ます。

○赤木正雄君 先ほど質疑のときに申  
しました通り、今出ております法律の  
一部を改正する動議を提出します。つ  
まりこれを読み上げますと、

公営住宅法の一部を改正する法律  
案に対する修正案

公営住宅法の一部を改正する法律  
案の一部を次のように修正する。

第二條の改正規定中「及び第十一  
号」及び「十一耐火構造」を削り、  
「次の二号」を「次の一号」に改め  
る。

第五條の改正規定中「耐火構造」  
を「耐火性能を有する構造」に改め  
る。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御意  
見ございませんか……。ほかに御意見  
がございませんければ、討論は順局し  
たものと認めて御異議ございません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは御  
異議ないと認めます。

これより採決いたします。公営住宅  
法の一部を改正する法律案について採  
決をいたします。

先ず討論中にありました赤木君の修  
正案を議題に供します。赤木君提出の  
修正案に賛成のかたは挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致で

ございます。

正案は可決されました。次に只今の採  
決されました赤木君の修正にかかる部  
分を除いて公営住宅法の一部を改正す  
る法律案の全部を問題に供します。御  
賛成のかたは御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

正案は可決されました。本法律案は全会一致で

修正可決されました。

なお、本会議における委員長の口頭  
報告の内容等の手続は、慣例によりま  
して委員長に御一任願いたいと存じま  
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本法律案を可とされましたかた  
は例により順次御署名を願います。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ない  
と認めます。

赤木 正雄 田中 一

小川 久義 石川 榮一

深水 六郎 前田 稔

徳川 宗敬 門田 定藏

東 陸

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御署名洩れ  
はありませんか……ないと認めます。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは速  
記を始めて下さい。

それでは次に伊東國際觀光温泉文化  
都市建設法の一部を改正する法律案を  
議題に供します。

本委員会のかたへにお詫びいたし  
て、便宜のため厚生委員会と連合委員会を  
開きたいと存しますが、御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御署名洩れ  
はありませんか……ないと認めます。

○前田 稔君 その問題につきまして審  
議をする前提として、土地調整委員会  
の我妻委員長にお伺いしたいのです。

○前田 稔君 この問題につきまして審  
議をする前提として、土地調整委員会  
の我妻委員長にお伺いしたいのです。

○前田 稔君 お会いする機会がないので  
は、おつしやる通り振り指す必要があ  
ります。

うことになるわけなのでありますか。

そういう見地からこのなお書きの意味  
と認めます。

只今本問題につきまして政府側から  
決されましたが赤木君の修正にかかる部  
分を除いて公営住宅法の一部を改正す  
る法律案の全部を問題に供します。御  
賛成のかたは御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

正案は可決されました。本法律案は全会一致で

修正可決されました。

なお、本会議における委員長の口頭  
報告の内容等の手続は、慣例によりま  
して委員長に御一任願いたいと存じま  
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本法律案を可とされましたかた  
は例により順次御署名を願います。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ない  
と認めます。

赤木 正雄 田中 一

小川 久義 石川 榮一

深水 六郎 前田 稔

徳川 宗敬 門田 定藏

東 陸

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは速  
記を始めて下さい。

それでは次に伊東國際觀光温泉文化  
都市建設法の一部を改正する法律案を  
議題に供します。

本委員会のかたへにお詫びいたし  
て、便宜のため厚生委員会と連合委員会を  
開きたいと存しますが、御異議ござい  
ませんか。

もう少し詳しく申上げますと、こ  
の指定をしなかつた土地でも、十分注  
意をしなくちゃならないだろう、ただ  
無暗に扱つちや困る、非常に注意しな  
ければならないだろうということは、無

意をしなくちゃならないだろう、ただ  
は、おつしやる通り振り指す必要があ  
ります。理由を申上げましたように指定はでき  
ますが……。

○政府委員(我妻宋君) お答え申上  
げます。只今御指摘になりました点  
を詳しく述べたい、こう思つてお  
りますが……。

書いておりますが、この土地調整委員  
会が任務といたしております禁止区域  
の指定を申しますのは、御承知の通り  
この指定をいたしました区域は鉱区の  
理由書だとおぼしきものがあるの  
であります。勿論この指定いたしまし  
た区域もその後の調査の進歩或いは技  
術の発達に応じてこの区域を改めて行  
く。即ち一度禁止地域に指定いたしま  
して、あとでそれを解除するとか、  
それでも、あとでそれを解消するとか、  
或いは又指定しないといった土地を後  
から又指定するということもあり得る  
のでありますけれども、併しとにかく  
それでも、あとでそれを解除するとか、  
そうしたことは実際上相当困難であ  
る。従つて禁止地域に指定されると鉱  
区の設定も許さないという大きな効果  
のでありますけれども、併しとにかく  
そうしたことは、それ以外にはそれほど大きな効  
果を生ぜしむるべきではないとのことで  
あります。さような意味におきま  
して、こうしてこういう指定拒否の措置  
で最小限度のところを指定しておきま  
して、それ以外にはそれほど大きな効  
果を生ぜしむるべきではないとのことな  
ど、こうことはできないとのことです。  
いかんとか、或いは或る方面を坑道を  
掘るというようなことはいわゆる指定  
して、禁區であるかないかであります。  
して、或る一定の深さ以上は掘つちや  
ない、指定はイエスかノーであります。  
意してやれば弊害はないだらう、損害  
はないだらうというような場合にも、  
先ほど申上げましたように指定はでき  
ない、指定はイエスかノーであります。  
禁區であるかないかであります。さよう  
な場合は、坑道を坑道を掘つちやならん  
といふことはできないとのことであります。  
いかんとか、或いは或る方面を坑道を  
掘るというようなことはいわゆる指定  
して、それ以外にはそれほど大きな効  
果を生ぜしむるべきではないとのことな  
ど、こうことはできないとのことです。  
どうしたことが、併し只今申し  
ましたように、この指定を拒否しまし  
て、そうしてこういう指定拒否の措置  
に出了のであります。併し只今申  
した契機につきまして、その掘り方を  
非常に注意しなくちゃならないと  
いふことは当委員会でも考えましたので、こ  
の手許に差上げました資料にもあり  
ますように、通産局のほうに対しまし  
て、拒否した区域についても鉱物の探  
掘をする場合に十分の監督をして、施  
業案なり何なりにおいて注意をして  
もらいたいということを申入れてあるわ  
けであります。以上で御了解を

○前田 稔君 もう一言お伺いしたいの  
であります。この土地調整委員会の  
裁決に対しては訴訟ができるのじやな  
いかと思うのであります。静岡県知  
事はこの裁決に服したのでありますよ

うか。訴訟は別段起つていません、こういうことでありますか。

○政府委員(我妻栄君) 訴訟は起きていないようであります。ただ訴訟を起せるかどうかは相当問題だらうと思います。これは前例がありませんので、結局は最高裁判所が決定するということになるのであります。私の私見を述べさせて頂きますと、土地調整委員会がそうした決定をするのに何か手続的な違法なことをやつておりますれば裁判で争つて行けるけれども、公益に害があるかどうかという判断が妥当であつたかどうかということは、原則として訴訟では争えないものと考えております。

○前田櫻君 ほかに御質問申上げたいことがございますけれども、土地調整委員長に、まあこれだけで私はいいのござりますが、若しそのほかのかたのお尋ねがあるようでありますれば……。

○田中一君 委員長に伺いたいのです。これが参考資料として報告書が来ておりますが、合同調査をした場合、今の鉱区の分野なども、鉱物の分析などもやつたんじよか。

○政府委員(豊島謹君) 地質調査所のほうでやりました調査が一応報告の鑑定になつております。併し鑑定の結果、そつて来る。上部の鉱床は悪くとも、下部にはよいのが多いという地質から、あの辺の鉱床に即してやつております。従つて探鉱するという価値は十分にあることが鑑定の結果出でております。従つて試掘する価値は十分にある。今すぐ掘り出しての採掘の

価値について

う鑑定ができるのです。

○田中一君 曾つて土肥温泉が全滅に瀕したということが提案者も御承知のようにあつたのであります。土肥温泉の場合に、土地調整委員会はどういう調査をやられたのであるか、或いは

全然その他の場合には關係なしにやつたのか、又調整委員会ができる前のこ

となのか。土肥温泉に關係して御説明願いたいと思います。

○政府委員(我妻栄君) 土肥温泉の問題は、委員会が発足する前であります

が、非常に重要な事項と承知いたしまして、委員長が出張して非常に調査をいたしました。そうして委員会のその後の活動のときには一つの重要な参考として考えております。併し今申しますと、たゞ前に、当委員会が発足する前のこと

○田中一君 土肥温泉のその後に、委員会ができましてから後に、記録その他他の報告は參つておりますが、委員会のほうには……。

○政府委員(我妻栄君) 表向きをどういふものは取つてはおりません。

○田中一君 この伊東の問題と同じようないふ問題ですが、一応土肥温泉の現状についてお調べになる必要がないものであります。それで、先ほど申しました範囲では、土肥温泉の場合には、地質的な鉱床から見て関連が非常にあります。又伊東の場合においては鉱床が一応地質的に分れて、今温泉が出ている所と今温泉を掘らうとしている所は全然別であります。地質が全然別々ということ、そ

して又現在の温泉を掘らうとしたします所は、約二里、八キロくらい離れているばかりです。そういう関係で、絶対そういうことはあり得ないというふうなことが大体調査専門家のかたが、御意見でございまして、私としては一応その程度でございます。

○田中一君 私先般伊東へ参りました地図をもつて来たんですが、現在調整委員会が指定しましたのは、一応きめましたものの全部そのまま指定されたのですか。或いは大きくなつて

価値については問題が残つているといつて資料を取つておりますが、

一応は委員会といたしまして委員三名のがたが現地を調査しまして、そうして帰りにも一応の調査をされて帰つております。それからお特に改正をお願いいたしましたのであります。そして、その種の資料につきましては十分な説明をして、その結果最後の鑑定が出たことになつております。

○田中一君 若しよろしければ土肥温泉の現状ですね、それからどうしてこのういう決定になつたかということの御説明を簡単に伺えれば幸いと思いま

す。

○田中一君 一部を除外したのは、全然影響がないという技術的な観点から除外したものですか、それとも別の意味がありますか。

○政府委員(我妻栄君) 先ほど申しましたように、これは絶対に禁止するといふほどのことはない。逆に申しますと、相当注意をして掘れば、温泉に影響はない、そういう観点でやつたの

であります。それで、先ほど申しますと、通産局に対して指定しなかつた部分については、鉱業の施設案その他について、十分な監督をしてもらいたいということを言つてゐるわけですから、何度も繰返しましたように、指定しなかつたからといって、どんなふうに掘つてもかまわないという意味ではないと……。

○田中一君 この法律の提案は、結局温泉だけを守らうと、いわゆる泉脈といいますか、源泉といいますか。それを守らうという考え方なんですが、この伊東市の周辺の水源地というものは、どういう形になつておりますか。水源地、いわゆる飲料水です。飲料水、工業水、そういうものの影響はどうなつておりますか。

○政府委員(我妻栄君) この指定理由のイの所にありますように、水道も、伊東市の第一、第二及び第三水道はそ

のですか、その点どうなつておりますか。

○政府委員(我妻栄君) これはまあこの書類に書いてありますように、申請は伊東市の区域全部であります。地調整委員会はそれを、初めから申上げましたように、調査の結果、一部分を除外して、そして指定したわけあります。

○田中一君 一部を除外したのは、全然影響がないという技術的な観点から除外したものですか、それとも別の意味がありますか。

○政府委員(我妻栄君) 先ほど申しましたように、これは絶対に禁止するといふほどのことはない。逆に申しますと、相当注意をして掘れば、温泉に影響はない、そういう観点でやつたの

であります。それで、先ほど申しますと、通産局に対して指定しなかつた部分については、鉱業の施設案その他について、十分な監督をしてもらいたいということを言つてゐるわけですから、何度も繰返しましたように、指定しなかつたからといって、どんなふうに掘つてもかまわないという意味ではないと……。

○田中一君 この法律の提案は、結局温泉だけを守らうと、いわゆる泉脈といいますか、源泉といいますか。それを守らうという考え方なんですが、この伊東市の周辺の水源地というものは、どういう形になつておりますか。水源地、いわゆる飲料水です。飲料水、工業水、そういうものの影響はどうなつておりますか。

○政府委員(我妻栄君) この指定理由のイの所にありますように、水道も、伊東市の第一、第二及び第三水道はそ

の規模及び地質地形に照し、これを保護することが必要だというので、温泉及び第一、第二、第三の水道源を考えたわけあります。殊に指定しなかつた所

源があります。殊に指定しなかつた所にも水道源がありますが、それは実地調査をしてみますと、非常に規模の小さいものであります。あのままであるよりも実は困るのじやないかとて、我々の考えといたしましては、若し将来そこを採掘するためには、その水道が駄目になるというときには、業者のほうで特別に上水道を作るというような方法が講じられるだろう、そうする

ことがむしろいいのじやないか、従つて、現状のままの水源地をそのまま保護するために禁止区域にするということは不適当だらうと考えました。従つて先ほど申しましたように、通産局で監督をするというような場合には、現存の水道源も十分考えてくれといふべきである。それで、先ほど申しますと、通産局に対して指定しなかつた部分については、鉱業の施設案その他について、十分な監督をしてもらいたいということを言つてゐるわけですから、何度も繰返しましたように、指定しなかつたからといって、どんなふうに掘つてもかまわないという意味ではないと……。

○田中一君 これは、我々が非常に重視するためには、こうした特大に考えておりますのは、こうした特別市がこのほかにまだ十数つもあるのです。どちらに、温泉を守るべきか、あるいは温泉を潤滑させとしても、地下資源といふものの価値が高いならば、それを、温泉を潤滑させてもやらなければならぬのじやないかといふ二つの考え方があるのです。従いまして、この法律ができますと、成立しますと、恐らくほかの特別市制を布いておるところから、陸続とこうしたものが出来ると考へるのです。従いまして、土地調整委員会は、それだけの強いつ、強いといふか、高い誇りを持つて、権威を持つてそれを指定する無

論それに違ひないでしようけれども、陸続のそういうような出願が、出願といいますか、法律の改正案が出たような場合にですね、こういうことを委員長に申上げちやいかなでしようが、実際に地下資源との価値をよく判断なさいまして考えられるのか。今言つ通りに、深いところには或いは相當いいような鉱脈もあるのじやなかろうかといふ政府委員の答弁がありましたので、その価値の判断というのも何か／＼むずかしいと思うのです。そういう場合には、今この法律が提案されましたことによつて、ほかからもそういうような調査をしてくれというようなことは聞いておりませんですか。

委員会に対しても、只今御意見として御質問をお答えするのは、結局私の私見ということになりますが、土地調整委員会という特別の制度がありますから、ほからもそういうことをやつた区域について、今まで條例でそれを一般的に禁するといふことになつては、理論上はともかく、実際上或いは日本の法律制度そのものから見て妥当でないと私は考へるのですがありますと、そういう私の懸念するところが相当露骨に現われていて、今考えます。併しここに修正して、制限、又は禁止する場合には、通産局長の同意を得なければならぬといつて申しましたように、土地調整委員会で指定をいたしません部分は、探掘

するに當つては、通産局長が十分監督しなければならんということの勧告をいたしておりますので、その修正のよう追加されますと、いずれ我々の考え方としても、通産局長が十分監督をして、或る場合には制限し、或る場合に是禁止すると、個々的行為に対する制限をして行くのでありますけれども、これでは、それを通産局長だけに任せないで、伊東市がイニシアティブをとつて、そうしてその問題を処理していくべきであると解釈します。そうしますと、我々の予想しておることをただ現実にここに法律に現わすに過ぎないことになる、こういうふうに考えております。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今資源庁長官山地八郎君、それから鉱山局長松田道夫君が参られました。

なお、本案につきまして、前後いたしましたが、本委員会に本付託されました原案は、一昨日衆議院において本会議で修正されて本院に送付になりました。

したが、伊東市長より修正部分について御説明願いました。

この修正案でござります。本日は発議されましたが、伊東市長、即ち建設事業の執行者が、独断でやれないうるに、鉱業全体の立場を見て、東京通産局長に同意を求める。その通産局長の同意がなければ、同項の禁止、又は制限をすることを認めないと、こういう建前をとつて、この鉱業権全体の問題を温泉の問題と調整をとつて行こう、こういう考え方だと思ふわけであります。御了承願いたいと思います。

○田中一君 この修正案に関連しまして、もう一度調整委員会の委員長に伺いたいのですが、土地調整委員会の設置法を見ますと、少くとも鉱山局長、あるいは通産業局長の意思以上の権限を與えているよう考へるのです。で、この第二十五條を見ましても、この第二十五條を見ましても、土地調整委員会は指定をしないのです。ただし、これが土地調整委員会の権限でありますから、土地調整委員会は指定をしないのです。

○田中一君 若し土地調整委員会がその程度の権限であり、そういうことで對しては、この区域に対してもは土地調整委員会の権限であります。そこには、土地調整委員会をしては土地調整委員会としては大変権限の下にならぬつてもいいというようないいと考へますから、土地調整委員会は土地調整委員会の権限外になつて、通産局長に任してしまつということは、土地調整委員会をしては大変権限をしない。そのしないところは、も

うも、土地調整委員会の権限外になつて、通産局長に任せると、この区域に土地調整委員会の権限でありますから、土地調整委員会をしては土地調整委員会としては大変権限をしない。そのしないところは、も

あらうが、併し若しそれが争いになりまして、通産局長のほうでは制限をする必要がない、或いはこれだけの制限をしなくちやならないというのに對して、業者なり、一般住民なり、土地所有者なり、或いはこの場合には伊東市なり、そういうような者が、その通産局長の態度が不十分だと思うような場合に、その点をもう一度土地調整委員会が審査する。そしてそこで争いになつたならば、土地調整委員会にその点について訴願といいますか、異議といいますか、を持つて来て、土地調整委員会が最後的に決定をするというふうにしておくことが、先ほど私が申しましたイエス・オア・ノーの部分に更に土地調整委員会が具体的なタッチをすることがあります。

○田中一君 鉱山局長をお見えのよう

考えとしては随所改正して、土地調整委員会が最後の締括りをするように行きたいと、かように思つております。

○田中一君 鉱山局長がお見えのよう

ですから、鉱山局長にちよつと伺いたいのですが、今までこの伊東温泉周辺の近郊というものに対しても、歴史的な金の埋蔵量に対する価値或いは今までの試掘、或いは採金と言いますか、そういうものをした過去の実際の問題を一応御報告願いたいと思います。

○政府委員(松田道夫君) あの地区におきましては、あの地区と申しますと伊東市全部の地区でござりますが、明治年間に試掘が行われまして、その後放棄されたのでござりますが、昭和七年頃から、十年頃まで、再び探鉱の着手

が行なわれたようございますけれども、鉱床のはつきりしたものがあつて、業者なり、一般住民なり、土地所有者なり、或いはこの場合には伊東市なり、そういうような者が、その通産局長の態度が不十分だと思うような場合に、その点をもう一度土地調整委員会が審査する。そしてそこで争いになつたならば、土地調整委員会にその点について訴願といいますか、異議といいますか、を持つて来て、土地調整委員会が最後的に決定をするというふうにしておくことが、先ほど私が申しましたイエス・オア・ノーの部分に更に土地調整委員会が具体的なタッチをすることがあります。

○田中一君 今まで鉱山局でお調べになつたうちで、この金の含有量はどのくらいになつておるのでですか、

○政府委員(松田道夫君) 伊東の海岸に近い場所でございますが、温泉の出

てある場所の近くに松月院というところがござります。この辺が調査されま

した際に、これは大正十三年頃の調査でございますが、金の含有量が三十四

グラム、十グラムという数字が出てお

ります。それから大正九年、これも松

月院の附近と推定されますが、これも

三十八グラム……、まあ失礼いたしま

した。その最初の大正十三年のときに

も資料の中の一つに百六十七グラムと

いうのが出ております。それから大正

九年の今の松月院附近と推定される

ところ、三十八グラム、百三十六グラ

ム。なお資料によりましては金存在せ

ずというふうな数字がござりますが、

これは今度は指定区域の中に入つてお

りますので、今後の操業として考える

わけには行かないだろうというふうに

考えられます。それから禁止区域以外

の地区につきまして、奥野地区と言わ

れておりますが、その附近の、これも

調査所でやりましたのは、あの辺には

出なかつた。あの辺の上の上にいいのが

出なかつたので、相當下に行つた

ところにぶつかつておると、こういう

ことが地質調査所の報告になつたこ

の機運が生れて参りました、露頭坑道探鉱が行なわれたようございますけれども、鉱床のはつきりしたものがあつて、業者なり、一般住民なり、土地所有者なり、或いはこの場合には日本鉱業が受継いでおられましたが、本当にうな事態と聞いております。

○田中一君 この今の御説明のうち、前のはこれは禁止区域の含有量です。○政府委員(松田道夫君) そうでございます。これはすつと前から禁止区域になつておりますので、今度この度土地調整委員会でやつて頂いたのは、更にその禁止区域を拡げたわけでござりますが、前からの禁止区域の中でござります。

○田中一君 この深さはどのくらい……。先ほど調整委員会のほうでは深いところにあるのじやなかろうか。○田中一君 この深さはどのくらい……。先ほど調整委員会のほうでは深いところにはあるのじやなかろうか。○田中一君 この深さはどのくらいあります。それから大正九年、これも松月院の附近と推定されますが、これも三十八グラム……、まあ失礼いたしました。その最初の大正十三年のときにも資料の中の一つに百六十七グラムと

いうのが出ております。それから大正九年の今の松月院附近と推定されるところ、三十八グラム、百三十六グラム。なお資料によりましては金存在せずというふうな数字がござりますが、これは今度は指定区域の中に入つてお

りますので、今後の操業として考えるわけには行かないだろうというふうに考えられます。それから禁止区域以外の地区につきまして、奥野地区と言わ

れておりますが、その附近の、これも調査所でやりましたのは、あの辺には出なかつた。あの辺の上の上にいいのが出なかつたので、相當下に行つたところにぶつかつておると、こういうことが地質調査所の報告になつたこ

とは報告申上げております。丁度鉱床は十八・五グラムという分析の結果が出るようでございます。このあとで申しました三グラム、四グラム、五グラム、まあ多いところで十グラム、或いは百ぐらい以上の富鉱体が、塊まりをなしましてちよこく、くくく入ら概略をお話申上げます。先ほど鉱山局長から御説明のありました調査結果は、すべて露頭調査による結果でございまして、現在までに露頭以上に本番奥の奥野と申しますところの更に奥地に旧坑個所がございますが、その個所につきましては、私どもの二月にいます。これはすつと前から禁止区域になつておりますので、今度この度土地調整委員会でやつて頂いたのは、更にその禁止区域を拡げたわけでござりますが、前からの禁止区域の中でござります。

○説明員(佐藤源郎君) それでは私が概略をお話申上げます。先ほど鉱山局長から御説明のありました調査結果は、すべて露頭調査による結果でございまして、現在までに露頭以上に本番奥の奥野と申しますところの更に奥地に旧坑個所がございますが、その個所につきましては、私どもの二月にいます。これはすつと前から禁止区域になつておりますので、今度この度土地調整委員会でやつて頂いたのは、更にその禁止区域を拡げたわけでござりますが、前からの禁止区域の中でござります。

○説明員(佐藤源郎君) それでは私が概略をお話申上げます。先ほど鉱山局長から御説明のありました調査結果は、すべて露頭調査による結果でございまして、現在までに露頭以上に本番奥の奥野と申しますところの更に奥地に旧坑個所がございますが、その個所につきましては、私どもの二月にいます。これはすつと前から禁止区域になつておりますので、今度この度土地調整委員会でやつて頂いたのは、更にその禁止区域を拡げたわけでござりますが、前からの禁止区域の中でござります。

○説明員(佐藤源郎君) それでは私が概略をお話申上げます。先ほど鉱山局長から御説明のありました調査結果は、すべて露頭調査による結果でございまして、現在までに露頭以上に本番奥の奥野と申しますところの更に奥地に旧坑個所がございますが、その個所につきましては、私どもの二月に

います。これはすつと前から禁止区域になつておりますので、今度この度土地調整委員会でやつて頂いたのは、更にその禁止区域を拡げたわけでござりますが、前からの禁止区域の中でござります。

○説明員(佐藤源郎君) それでは私が概略をお話申上げます。先ほど鉱山局長から御説明のありました調査結果は、すべて露頭調査による結果でございまして、現在までに露頭以上に本番奥の奥野と申しますところの更に奥地に旧坑個所がございますが、その個所につきましては、私どもの二月に





実はどうかすると抜けることもないと言えない。そういう点を伊東市のほうでは非常に心配なつて自分でイニシヤティブをとるという道を開いてお置きになることは論理的に言つて余計なことかも知れんけれども、併し運用の妙が發揮せられるとするならば、あえて差支えないのじやないかというような意味であえて私は申上げたのであります。もう一つ附言として頂きますと一口に制限禁止と申しますけれども、これを細かに申しますと、禁止は若し条例で万一伊東市の区域内でおよそ掘るには必ず許可を要するというような一般的な禁止、或いは許可を得ても駄目だというような絶対的な禁止ということをなすつては、土地調整委員会が指定しなかつた趣旨と私は矛盾するのであります。ただ許可を要するとか必要な設備を要するという制限をなさるならば、それは土地調整委員会の指定しなかつたことと矛盾するものではないとこうじやふうに申上げているわけあります。

○委員長(廣瀬興兵衛君) じや本日はこの程度にいたしまして明日厚生との連合委員会において御質疑を願いたいとこう存します。

本日はこれを以て閉会いたします。

午後三時十三分散会

六月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、伊東国際鏡光温泉文化都市建設法の一項を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は五月二十九日)

六月十四日本委員会に左の事件を付託

昭和二十七年十月二十二日印刷

された。

一、元荒川改修工事施行に関する請願(第二六一八号)

一、天塙川本支流河川治水事業に関する請願(第二七三二号)

一、県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願(第二七三六号)

一、利根川総合開発促進に関する陳情(第一二一〇四号)

一、利根川総合開発促進に関する陳情(第一二一六号)

一、利根川改修工事施行に関する請願(第一二一七三号)

一、北九州新国道工事再開に関する陳情(第一二一六号)

一、利根川改修工事施行に関する請願(第一二一七三号)

紹介議員 堀 未治君

天塙川は、石狩川に次ぐ北海道第二の大河川で、流域七十三里、流域三百六十万里、五万八千町歩の耕地をかん

がいしているが、治水不完全のため、その被害は毎年の如く繰り返して

その被害は沿線住民の不安となつてゐるから、天塙川に対する恒久的治水事

業を施行せられたいとの陳情。

第一二〇四号 昭和二十七年六月四日受理

北九州新国道工事再開に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次外

五名

北九州地方は、わが国三大工業地帯の一を形成し、ことにその威容を誇る臨海工業地帯は、わが国産業の基盤として重要性を加えている。また門司、小倉、戸畠、八幡等の各港はわが国最大の出入船舶と貨物取扱量を有し、工業地帯として洋々たる前途を示してい

り、地下林産両資源の開発と治安観光上まことに重要な意義を持つ道路であ

るから、すみやかに国道に編入の上改

修工事を施行せられたいとの陳情。

第一二〇四号 昭和二十七年六月四日受理

北九州新国道工事再開に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次外

五名

北九州地方は、わが国三大工業地帯の一を形成し、ことにその威容を誇る臨

海工業地帯は、わが国産業の基盤として重要性を加えている。また門司、小倉、戸畠、八幡等の各港はわが国最大の出入船舶と貨物取扱量を有し、工業地帯として洋々たる前途を示してい

り、地下林産両資源の開発と治安観光上まことに重要な意義を持つ道路であ

るから、すみやかに国道に編入の上改

修工事を施行せられたいとの陳情。

第一二〇四号 昭和二十七年六月四日受理

北九州新国道工事再開に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次外

五名

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局